

国民年金保険料収納事業（市場化テスト事業）について

1. 10月契約更改の状況

- 国民年金保険料の収納事業のうち、納付督促業務及び免除勧奨業務については、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する市場化テスト事業として実施しているところ。
- 本年10月の契約更改に向けて、実施要項（仕様）の見直し、入札の準備作業を進めてきたところであるが、入札の結果、全23地区のうち10地区（116事務所）は落札、13地区（196事務所）については予定価格超過により不落となった。

2. 今後の取扱い

- 入札により業者を決定できなかった13地区（196事務所）については、次のとおり対応することとしている。
 - ① 平成24年10月から平成25年1月まで（4カ月間）
 - ・暫定的に随意契約により業者を選定し、「納付案内・勧奨事業」として実施。
 - ※「納付案内・勧奨事業」においては、公共サービス改革法の国民年金法等の特例が適用されないことから、保険料の納付請求業務及び保険料の納付受託業務は実施できないものである。
 - ② 平成25年2月以降
 - ・実施要項について最低限の見直しを行い、再度入札により業者を選定し、市場化テスト事業として実施。

国民年金保険料収納事業(市場化テスト事業)スケジュール

